

条例の改正について



本市では、駐車場法に基づき、特定の区域内（以下、適用区域）において、建築物の新築、増築又は用途変更を行う場合に、一定の駐車施設の設置を義務付けています。

本条例は、市で定める岐阜市駐車場整備計画の一環として運用しており、モータリゼーションの進展による駐車需要への対応や違法駐車防止による道路交通円滑化のため、昭和47年に制定され、平成12年には増加する駐車需要に対応するため、一部を改正（附置義務基準を強化）し、駐車場の量的整備を行ってきました。

令和5年3月には、自動車交通量の減少や駐車場供給量の増加など、駐車場を取り巻く変化を踏まえ、まちの再生や活性化を支え、まちづくりの一環として駐車場施策に取り組むため、駐車場整備計画を改定しました。

駐車場整備計画の改定に伴い、駐車場供給量の適正化や土地・建物の有効利用などのため、本条例の一部を改正し、令和5年10月1日に施行しました。

条例の改正内容



■ 周辺地区（適用区域）を廃止しました

- これまで周辺地区であった区域における建築物の新築、今後の増築などの承認申請は不要となります
※周辺地区の指定に係る告示の廃止について 令和5年10月1日 岐阜市告示第321号
- なお、駐車場整備地区、本市全域の商業地域及び近隣商業地域については、引き続き適用区域となるため、承認申請が必要 です(裏面参照)

■ 駐車施設の設置台数の基準を緩和しました

- 特定用途の事務所、その他について、一般の自動車の設置台数の基準を緩和しました

設置台数基準 (㎡/台)	改正前				改正後			
	特定用途			非特定用途	特定用途			非特定用途
	百貨店 他店舗	事務所	その他	共同住宅 など	百貨店 他店舗	事務所	その他	共同住宅 など
駐車施設							緩和	
一般の自動車	150	150	150	450	150	200	200	450

■ 駐車施設の敷地外での設置を認める隔地要件を見直しました

- これまでの敷地内での駐車施設の設置が困難な場合に加え、敷地外に設置することで、歩行者と自転車の安全性が確保される場合や土地の有効利用が確認できる場合についても、認定します

	改正前	改正後
隔地要件	建築物の構造又は敷地の状態により市長がやむを得ないと認める場合	建築物の構造又は敷地の状態により市長がやむを得ないと認める場合又は交通の安全及び円滑若しくは土地の有効な利用に資するものとして市長が認める場合

【お問い合わせ先】

岐阜市 都市建設部 都市計画課 TEL：058-214-2380 Email：toshi-s@city.gifu.gifu.jp(申請手続専用)

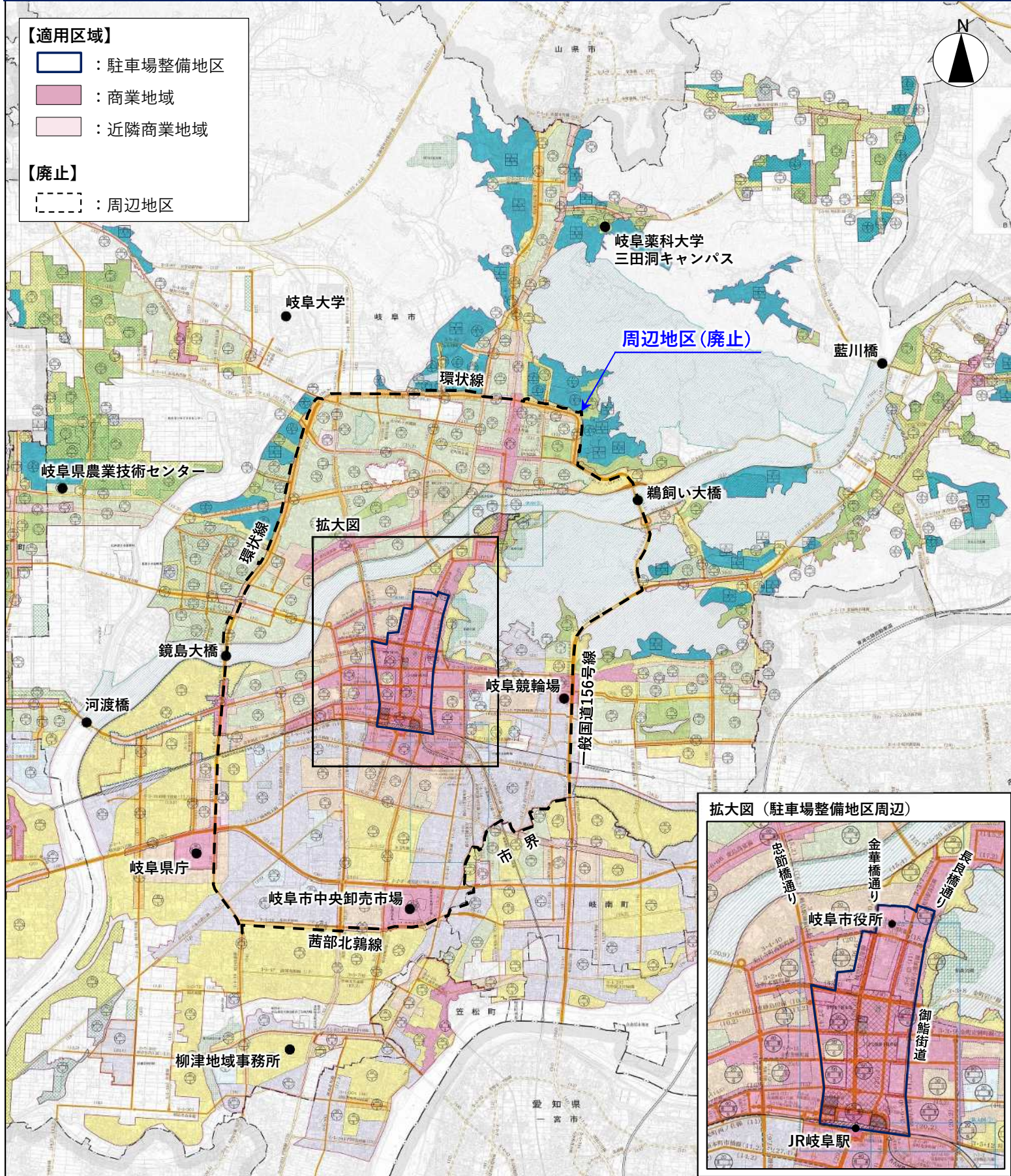
適用区域

【適用区域】

- : 駐車場整備地区
- : 商業地域
- : 近隣商業地域

【廃止】

- : 周辺地区



※周辺地区は、図示した区域から、駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域、市街化調整区域、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域の8区域を除いた区域

※本図面は概略を示したものです。駐車場整備地区、周辺地区の詳細については、都市計画課の窓口でご確認下さい。